平成２３年（フ）第５３号
山口県岩国市三笠町３丁目８番10号　パレーシャル三笠101
債務者　仁助　知代
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６１号
山口県大島郡周防大島町大字秋431番地６
債務者　橋本サチヱ
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４３号
佐賀県唐津市肥前町納所辛370番地、前住所愛知県知立市牛田町コネハサマ56番地12
債務者　松尾　正人
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３３７号
千葉県野田市岩名１丁目43番地の17　山下方
債務者　田中かずみ
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８８号
千葉県松戸市小根本155番地の１　マリーナマンション松戸102号
債務者　森田　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８９号
千葉県松戸市小根本155番地の１　マリーナマンション松戸102号
債務者　佐々木涼子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３９０号
千葉県松戸市小根本155番地の１　マリーナマンション松戸102号
債務者　佐々木和臣
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３９８号
千葉県流山市名都借232番地の１　ホワイトハイツ102
債務者　中園　惠太
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３９９号
千葉県柏市豊四季264番地５　ワンダーヒル豊四季102号
債務者　中園まゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４０９号
千葉県野田市古布内350番地13
債務者　志賀　　孝
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２９号
千葉県松戸市竹ケ花228番地　リバブル松戸702号
債務者　三宅　忠雄
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４３６号
千葉県柏市大室1266番地の４
債務者　田戸　榮治
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４３９号
千葉県柏市高柳1568番地37
債務者　渡邉さき子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４４７号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目９番56号
債務者　長谷川愛子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４５２号
千葉県松戸市新松戸１丁目307番地の３ジュネパレス新松戸第24―101号
債務者　東城　五郎
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２号
山口県光市島田１丁目２番24号
債務者　坂本　英治
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４７８号
北九州市八幡西区東筑１丁目４番７号
債務者　紫村　美香
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部